

最高裁秘書第2773号

平成29年6月19日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎 幸



司法行政文書不開示通知書

平成28年9月27日付け（同月28日受付，最高裁秘書第3087号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
 - (1) 59期から現行65期までの司法修習生に関する兼業許可の申請件数，許可件数，不許可件数及び取り下げ件数が分かる文書
 - (2) 新65期及び66期の司法修習生に関する兼業許可の申請件数，不許可件数及び取り下げ件数が分かる文書
- 2 開示しないこととした理由
 - 1の(1)及び(2)の各文書は，作成又は取得していない。